

○道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する事務処理要綱の制定について（平成6年9月30日例規（免・門試・光試・交規）第68号）

この度、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）の施行に伴い、別記のとおり道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する事務処理要綱を制定し、平成6年10月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

○道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する事務処理要綱の制定について（平成6年9月30日例規（免・門試・光試・交規）第68号）

別記

道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する事務処理要綱

1 趣旨

この要綱は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「規則」という。）に規定する意見の聴取及び弁明の機会の付与に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

2 意見の聴取及び弁明の機会の付与の対象となる処分

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定により、意見の聴取の対象となる処分は、次のとおりである。

ア 法第103条第1項第5号の規定による運転免許（以下「免許」という。）の取消し又は90日以上
上の効力の停止

イ 法第103条第2項第1号から第4号までのいずれかの規定による免許の取消し

ウ 法第103条第4項の規定による免許の取消し又は90日以上上の効力の停止（同条第1項第5号及び第2項第1号から第4号までのいずれかに係るものに限る。）

エ 法第104条の2の2第2項又は第4項の規定による免許の取消し

オ 法第107条の5第1項第2号及び第2項の規定による90日以上上の自動車等の運転の禁止

カ 法第107条の5第9項において準用する法第103条第4項の規定による90日以上上の自動車等の
運転の禁止（法第107条の5第1項第2号及び第2項各号に係るものに限る。）

(2) 法の規定により、弁明の機会の付与の対象となる処分は、次のとおりである。

ア 法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付の命令

イ 法第77条第5項の規定による許可の取消し又は効力の停止

ウ 法第90条第1項ただし書又は第2項の規定による免許の拒否又は保留

エ 法第90条第5項又は第6項の規定による免許の取消し又は効力の停止

オ 法第90条第13項の規定による仮運転免許の拒否

カ 法第103条の2第1項の規定による免許の効力の停止

キ 法第107条の5第10項において準用する法第103条の2第1項の規定による自動車等の運転の
禁止

3 代理人

(1) 規則第5条第1項の規定により提出させる書面は、代理人資格証明書（別記様式第1号）とする。

(2) 規則第5条第2項の規定により届け出させる書面は、代理人資格喪失届出書（別記様式第2号）とする。

4 補佐人

(1) 規則第6条第1項の規定により届け出させる書面は、補佐人出頭許可申請書（別記様式第3号）とする。

(2) 規則第6条第3項の規定による通知は、補佐人出頭許可書（別記様式第4号）により行うものとする。

5 意見の聴取及び弁明の通知

(1) 規則第7条に規定する書面は、意見の聴取通知書（別記様式第5号）とする。

(2) 前記2の(2)のアの処分に係る弁明の通知は、放置違反金に係る納付命令等に関する規則（平成18年大阪府公安委員会規則第10号）第3条に規定する弁明通知書により、同(2)のイからオまでに掲げる処分に係る弁明の通知は弁明通知書（別記様式第6号）により行うものとし、同(2)のカ及びキに掲げる処分に係る弁明の通知は、原則として口頭により行うものとする。

6 意見の聴取の期日及び場所の変更

(1) 規則第8条第2項の申出は、意見の聴取期日・場所変更申出書（別記様式第7号）により行
わせるものとする。

(2) 規則第8条第3項の通知は、意見の聴取期日・場所変更通知書（別記様式第8号）により行
うものとする。

7 提出物目録の作成

- (1) 主宰者は、意見の聴取に際して当事者又は代理人から証拠の提出を受けたときは、提出物目録（別記様式第9号）を作成するものとする。
- (2) 前記(1)の証拠を返還するときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）別記様式第11号の還付請書と引換えに行うものとする。

8 意見の聴取の続行

規則第11条第1項の規定により意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、意見の聴取続行通知書（別記様式第10号）により当事者又はその代理人に通知するものとする。

9 意見の聴取調書の作成

主宰者は、意見の聴取の期日における審理の終了後、規則第12条第1項の規定により意見の聴取調書（別記様式第11号）を作成するものとする。

10 弁明調書の作成

弁明録取者は、規則第15条の規定により当事者又はその代理人が口頭による弁明をしたときは、弁明調書（別記様式第12号）を作成するものとする。

代理人資格証明書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

意見の聴取、通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあった
弁 明
意見の聴取については、次の者を代理人として選任し、私のために意見の聴
弁明の機会を付与
取
取明に関する一切の行為をすることを委任します。

氏 名	(歳)
住 所	

備考： 意見の聴取の期日（弁明の日時）までに、署名、押印の上、提出してくだ
さい。

注： 不要の文字は、横線で消すこと。

代理人資格喪失届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

意見の聴取通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあった
 弁 明
 意見の聴取については、次の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。
 弁明の機会の付与

意見の聴取 の件名 弁 明	
住 所	
氏 名	職業 (歳)
当事者との関係	

注： 不要の文字は、横線で消すこと。

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

年 月 日に において行われる意見の聴取に
ついては、次の補佐人とともに出頭したいので申請します。

住 所	
氏 名	職業 (歳)
当事者との関係	
補佐する事項	

補佐人出頭許可書

年 月 日

殿

印

先に申請のあった、 年 月 日に において行
われる意見の聴取に次の補佐人とともに出頭することを許可します。

住 所	
氏 名	職業 (歳)

意見の聴取通知書 第 号 年 月 日 殿 印 あなたに対する右記の理由による免許 の取消しに係る道路交通法第 条 第 項の規定による意見の聴取を次の とおり行いますので通知します。	処分をしよう とする理由				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">期日</td> <td style="width: 80%;">年月日(曜) 時 分開始</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>() 会場</td> </tr> </table>	期日	年月日(曜) 時 分開始	場所	() 会場	
期日	年月日(曜) 時 分開始				
場所	() 会場				

受 領 書 大阪府公安委員会 殿 大阪府警察本部長 意見の聴取通知書を 年 月 日確かに受領 しました。 住 所 氏 名 電 話 () 印

(裏面)

備考

- 1 この意見の聴取の通知は、運転免許の取消し の対象となる方に効力の90日以上停止 対して行われるもので、あなた又はあなたの代理人が出頭して、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
 なお、意見の聴取後に処分が決定され、当日から処分が始まりますので、自動車又は原動機付自転車を運転しないで来てください。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出頭させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人資格証明書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分を決定しますので、意見の聴取の期日以降1週間以内に自動車又は原動機付自転車を運転しないで処分を受けに来てください。
- 4 あなたが補佐人とともに出頭する場合は、所定の補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日までに提出して許可を受けてください。
- 5 病気その他やむを得ない理由があつて、意見の聴取の期日又は場所の変更を求める場合は、意見の聴取の期日の前日までに理由を明らかにした書面を提出し、変更を申し出ることができます。
- 6 この通知書のほか、印鑑、運転免許証(停止処分中の場合は、運転免許停止処分書)を持参してください。

(案内図)

第 号

弁 明 通 知 書

年 月 日

殿

印

あなたに対する次の事実を原因とする処分に係る道路交通法第 条第 項の規定による弁明の機会の付与を次のとおり行いますので通知します。

弁明の件名	
根拠となる法令の条項	道路交通法第 条第 項
理 由	
弁明の日時	年 月 日 時から
弁明の場所	
備 考	

- 備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかったときは、弁明を聴取しないで処分をします。
- 2 口頭により弁明を聴きますが、あなたの氏名、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載した弁明書の提出により弁明に代えることができます。
- 3 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができます。
- 4 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 5 病気、その他のやむを得ない理由があるときには、弁明の期日までに理由を明らかにした書面を提出し、日時又は場所の変更を申し出ることができます。

意見の聴取期日・場所 弁明日時・場所	
年 月 日	
殿	
住 所	
氏 名	
印	
年 月 日に	
において行われる意見の 弁明の	
聴取の期日・場所 日時・場所	
については、次のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し 出ます。	
理 由	

注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 不要の文字は、横線で消すこと。

第 号

意見の聴取期日・場所
弁明日時・場所 変更通知書

年 月 日

殿

印

年 月 日に において行うことと

していた意見の聴取の期日・場所
弁明の日時・場所 を次のとおり変更したので通知します。

	変 更 前	変 更 後
意見の聴取の期日	年 月 日	年 月 日
弁明の日時	時 分から	時 分から
意見の聴取の場所		
弁明の場所		

注： 不要の文字は、横線で消すこと。

提 出 物 目 録

年 月 日

印

道路交通法 の規定により提出者が提出した次の目録の証拠書類
等を受領した。

意見の聴取 弁 明		の件名		
提出者	住 所			
	氏 名			
提出を受けた 年 月 日	年 月 日			
目 録				
番号	標	目 数	量	備 考
取扱者	職名	氏名	印	

第 号	
意見の聴取続行通知書	
年 月 日	
殿	
印	
年 月 日に において行った意見の聴取を次のとおり続行するので通知します。	
意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所	門 真 光明池 運転免許試験場

注： 不要の文字は、横線で消すこと。

(表)

意見の聴取調書		第 年 月 主宰者の職名及び氏名	号 日 印
意見の聴取の件名			
意見の聴取の期日			
意見の聴取の場所			
当事者等の住所・氏名	当事者	住所 氏名	
	代理人	住所 氏名	
	補佐人	住所 氏名	
	参考人 (関係人)	住所 氏名	
立会い警察職員の職名 及び氏名			
警察職員の説明の要旨			
当事者又は代理人の意見の陳述の要旨			

(裏)

参考人又は関係人の陳述の要旨	
その他参考となるべき事項	

- 注：1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。

第 号 弁 明 調 書 年 月 日 弁明録取者の職名及び氏名 印	
弁明の件名	
弁明の日時	
弁明の場所	
当事者の氏名及び住所（代理人の氏名及び住所）	
当事者又はその代理人の弁明の要旨	
その他参考となるべき事項	
弁明の通知日	年 月 日（書面・口頭）
弁明者の署名	印

注：1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

2 証拠が提出されたときは、提出物目録を添付すること。